休　職　規　程

株式会社　八萬屋

第1条 （休職）

1. 次の各号の一つに該当した場合は休職を命じる。
   1) 業務外の傷病により業務に服さない期間が継続・断続を問わず、通常業務に支障をきたす程度（おおむね1ヶ月以上）続くと認められた場合。
   2) 業務上の都合により他社に出向した場合。
   3) 官職または公職についた場合。
   4) その他前各号以外で会社が承認した場合。

第2条 （休職期間）

1. 休職となる場合の始期および期間は次のとおりとする。
   1) 第1条第1項1)のとき、休職を命じた日より
      a) 勤続1年以上5年未満であれば3ヶ月。
      b) 勤続5年以上10年未満であれば6ヶ月。
      c) 勤続10年以上であれば1年。
   2) 同の2)または3)とき 就任期間中。
   3) 同の4)のとき その都度決定する。
2. 第1条第1項2)については状況を鑑み延長する場合がある。

第3条（休職中の服務）

1. 業務外の傷病により休職を命ぜられた者は、休職期間中は療養に専念し、月に1回以上、会社に健康状態等の報告を行わなければならない。
2. 前項の行為を怠ったとき、あるいは連絡不通となり1ヶ月以上を経過したとき、会社は休職を取り消すことがある。

第4条 （復職）

1. 休職中に休職事由が消滅した場合、所定の手続きを経て復職させる。
2. 復職は原則として従前の職務に復帰とするが、病気の回復状況その他会社事情により他の職務に就かせることがある。この場合、職務変更による降職降格を行うことがある。
3. 私傷病の者が復職する場合は、医師の診断書（治癒していることを証明するもの）を提出しなければならない。この場合の医師は会社が指定することがある。なお、治癒とは休職前の業務を通常に遂行できる程度に回復していることを要する。
4. 休職期間が満了しても復職できないときは、自己都合退職とする。

第5条 （休職期間と勤続年数）

休職期間は、会社が特に認めた場合を除き、勤続年数に加算しない。
ただし、年次有給休暇の付与に関する勤続期間については通算する。

第6条 （休職中の給与）

休職中の賃金は無給とする。

付則

第1条（施行日）

この規程は2025年6月10日より施行する。